

# 日本人として初めて米国特許を得た男の話 ～平山甚太 ふたたび～

特許審査第四部長 櫻井 孝

おいおい、またかよ、と言わないで……

特技懇の編集委員さんから、特技懇誌に記事を書くように依頼を受けた。伺ったところ、フルカラーで印刷してくれると言う。フルカラーで印刷、には重要な意味がある。

4年ほど前、私が国際課長をしていたときのこと。当時の今井長官との会話から、日本人が取得した米国特許第一号はいったい誰のどんな発明だったのかということ調べることになり、仲間の助けも借りつつ自身何度も図書館に通って半年くらい調べた末に、一応の結論を得てその結果を「とっきよ」第363号(平成16年7・8月号)に書かせていただいた。その記事をまだ読まれていない方はせっかくなのでこの機会に是非読んでいただけたらと願うが、結論は概略次のようなものである。

米国特許を取得するということであるから、おそらくは日本で専売特許条例が公布された明治18年以降のことかと予想して調査に取りかかったものの、あにはからんや、日本人の米国特許第一号の特許日は明治16年8月7日。発明者は、当時横浜太田町に住んでいた花火師・平山甚太。発明の名称は「Daylight Fireworks (昼花火)」で、その概要は、花火玉の外皮の中に火薬の他に軽くて柔らかい素材で作った人形や鳥形などを詰めておき、打ち上げた際に外皮が割れて中から人形などが飛び出して、フワリフワリと空中を漂う花火、である。

「とっきよ」の記事は、この結論を得るに至った調査経緯や平山甚太にまつわる逸話、さらには英国の特許調査

結果などなど、いろんな視点から書かせていただいたのであるが、一つ心残りがあった。それは印刷がフルカラーではなかったことである。

実は、平山甚太について横浜市中央図書館に調べに行ったところ、なんと平山が当時花火の輸出用に作成したカラー印刷によるカタログが数点保管されていたのである。そのカタログには、米国で特許を取得したことも記載されていて、それを目にしたときには特別閲覧室の中で一人飛び上がって興奮したものであったが、それはともかく、そのカラー印刷のカタログは100年以上の時を経ているにも拘わらず非常にきれいな状態を保っていた。横浜市中央図書館に願い出たところ、そのカタログの写真データを使用することについて許可をいただくことができたので、「とっきよ」の私の記事の第1頁にそのカタログの表紙写真を掲載させていただいた。しかし、その印刷は白黒…… 100年以上を経てせっかくなきれいな色を残しているのにしろくろ…… みんなに見てもらいたかったのにシロクロ…… それがどうにも悲しかった。

その後、この件はほとんど忘れかけていたのであるが、今般、特技懇が何でも自由に記事を書けと言う。しかも印刷はフルカラーにしてくれると。そんなわけで、そもそも特技懇がこのような記事を期待しているのかどうかなどということはさておいて、ふたたび平山甚太を取り上げてみようと思った次第である。ただ、そのカタログの表紙写真をフルカラーで載せてもらうだけでは申し訳ないので、この際、4年前には積み残してしまっ



【図1】現存する平山煙火のカタログのひとつ。平山の「昼花火」の特徴を一番良く捉えたもので、空に浮かぶ人形、金魚、風船、国旗などは平山発明のポイント。U.S. PATENTの表示あり。横浜市中心図書館所蔵。

た課題ももう少し追いかけてみようと思つた。折しもちょうど夏季休暇の時期にあつたため、童心に返つて夏休みの宿題的な気分で各所を回りながら調べてみた結果をここに御報告する。(図1が平山のカタログ表紙)

### まずは外交史料館

前回調べきれずに積み残した課題として、外務省外交史料館での調査がある。何故、外交史料館か？

実は「とっきよ」に記事を書いたときに昭和59年発行「工業所有権制度百年史(上巻)」(以下、「百年史」という)の中に平山のことが記載されているのを発見した。曰く、我が国で特許制度が創設される前に英国において特許権を取得しようとする動きがあつた、横浜在住の平山甚太は明治10年11月に英国にて煙火の特許を得たいと神奈川県権令(現在の県知事)に願い出た、神奈川県権令は英国専売法を英国法律家に調査させ訳文を平山に提供した、その後平山が英国に特許出願したか否かは確か

でない、というものである。その資料の出所に外務省外交史料館と書かれている。

この記述をもとに、4年前、明治時代の英国の特許出願の台帳のようなものにまで調査の手を伸ばしたのだが、平山が煙火で英国に特許出願した形跡は見つからず、どうやら米国だけに特許出願したらしいことがわかつた。そこで残つた疑問が、平山の書簡には本当に「英国」と書かれていたのか？ということである。また、何故に平山の資料が外交史料館に残されていたのかも気になる。そもそも、百年史にあるような平山と神奈川県権令との間のやり取りだけならば外務省が関与する余地はないはずで、そうなると資料が外交史料館に残されているというのは直ちには理解しにくい。ということで、いずれは外交史料館を訪ねて自分の手で確認してみたいと思つつつ、果たせないままだったものである。

外務省外交史料館は六本木にある。訪問して担当の方のご協力も仰ぎながら資料を手にしてみると、あるある。平山甚太のサイン及び印鑑を押した神奈川県権令宛

ての書簡が当時のままに綴じ込まれている。

ファイルの背表紙には、「外務省記録 自明治八年 至同三十年 専賣特許商標登録関係雑件 第一巻」と書かれている。平山の件に限らず、明治8年から30年の間に外務省に持ち込まれた案件で、特許や商標に関係するものを綴じ込んだファイルである。それらの案件の一覧表は百年史にまとめられているから、ご興味があれば参照されたい。ファイルの中は、各件毎に資料目録を作り、その目録のあとに一件書類が時系列的に並べられている。

さて、平山の関係書類のところを見てみると、たしかに「英国」と書かれている。平山が神奈川県権令・野村靖に宛てた明治10年11月付けの書簡には、平山が横浜居留の英国商人から注文を受けて若干数の煙火を渡したら英国で模倣され、輸出できなくなって困っている、なんとかその商人よりも早く英国で煙火の専売の権利を取れないものか英国政府に照会して欲しい、というようなことが書かれている。

また、外務省との関係については、こういうことであつた。神奈川県権令は平山からの書簡を受け取った後、これに明治10年11月10日付けの自身の書簡を付けて外務卿・手島宗則宛てに転送した。野村権令の書簡には、平山の願いに対し至急何がしかの処置をお願いするというようなことが書かれている。これに対して、手島外務卿からは明治10年12月4日付けで野村権令宛てに返書が送られている。その文面は3頁に亘るものであるが、残されている下書きが非常に癖のある墨書であるため、判読が困難であるものの、中程に「右煙火の類は専売法の内新遊戯の部に属し云々」との記述が読み取れる。他方、手島外務卿の返書には英国人法律家とおぼしきジョン・アール・ダビソン名の英国専売法の訳文が添付されているが、その第三条のところには、「……手練又は僥倖に依る新遊戯及び計算新法等は専売の免許を得ず」と記載されていて、手練、僥倖、新遊戯の文字の横にわざわざ小さく○印がふられている。これを推測するに、外務卿の書簡の趣旨は、煙火は英国専売法でいうところの「新遊戯」の類に属すると考えられるところ、英国において「新遊戯」は専売特許の対象にはならないから、残念ながらこの件

につき英国で専売の権利は得られませんよ、ということ伝えていたのではないと思われる。

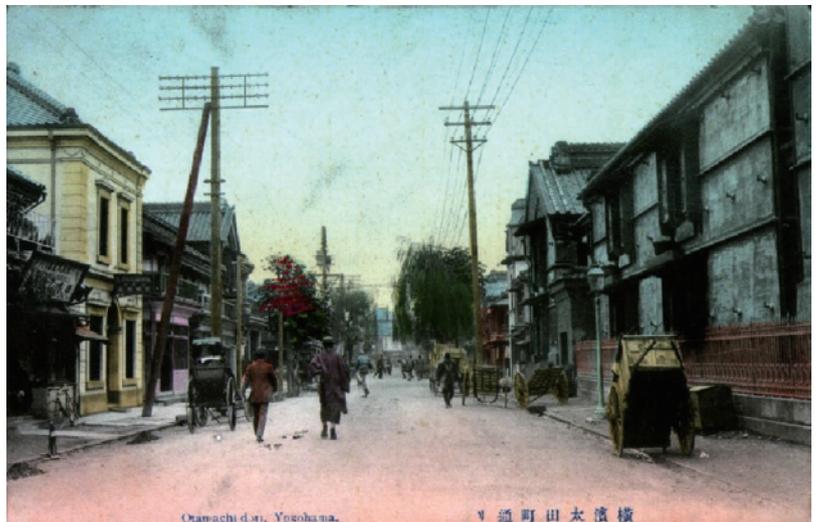
このように本件では外務省も関与していたために、一件書類が外交史料館に残されていたというわけである。また、この外務卿からの返書はその後権令の手を経て平山の手へ渡ったものと思われるが、平山もその内容を読んで英国への特許出願を断念した、と考えると、その後平山が英国には花火の特許出願をしなかったという4年前の調査結果とも符合を見るのである。

当該ファイルの平山の件に関する部分には、①野村靖神奈川県権令から手島宗則外務卿に宛てた書簡、②当該書簡の写本（外務省内でのその後の処理に使用したか？）、③平山甚太が野村権令に宛てた書簡、④手島外務卿から野村権令に宛てた返書の下書き、⑤当該返書に添付された英国専売法の訳文の控え、が綴じ込まれている。

## 新聞報道

かようにして外交史料館のナゾについては一応納得のいく調査ができた。

さて、さらに平山甚太に関して何か新しい情報はないものかと探してみたところ、永年「花火」という視点から平山甚太を研究されてきた横浜市在住の研究家が昨年（平成18年）11月にそれまでの調査結果をまとめた本を私費出版されていたことがわかった<sup>1)</sup>。これが神奈川県立図書館に寄贈されていることもわかり、さっそく桜木



【図2】明治時代の横浜太田町（絵はがき） 米国特許出願時に平山甚太が住んでいた町  
横浜中央図書館所蔵

町の坂の上にある図書館を訪れて拝見したところ、これがまた驚異的な労力をかけられた本で、明治時代からの各種新聞等を片っ端から読破され、平山に関する記事はもちろんのこと、当時の時代背景を象徴する記事を網羅的に抽出されて、それを時系列的に整理されたという、平山に限らず明治時代の横浜を研究する者にとっては必読の書になりうるようなものであった。私もしばし時を忘れて読み入ってしまったが、しかし私と平山の接点はいくまでも「特許」である。平山に関する膨大な調査結果の中から特許に関するものはないかと探して行ったところ、その中に次のような記述を発見した。

1882（明治15）00・00 ●甚太、横浜の米国領事の手を経て、米国政府に花火の「専売免許」出願

4年前の調査で、平山が米国に特許出願した日は明治16年3月15日とわかっていたから、この明治15年というのは私にとってはニューマターである。この記事の出所に関しては、「時事新報」である旨記載されている。

この「時事新報」というのは、明治15年3月に福沢諭吉が創刊し、当時東京芝区三田にあった慶應義塾出版社から発行されていた日刊紙である。幸いに復刻版（龍溪書舎刊）が野毛山の横浜市中央図書館に置かれていることはつきとめたが、上記の通り日付の部分が「00・00」となっているため、いったいいつの記事かわからない。しかたなく、明治15年の時事新報の記事を私も片っ端から読む羽目になってしまった。その日は今思い出してもクラクラするような酷暑の日であった。

時事新報は当時、月曜から土曜まで毎日発行されてお

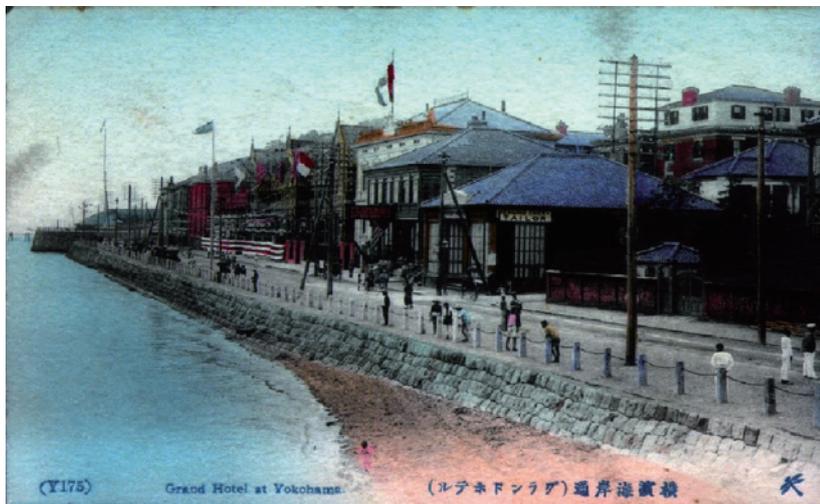
り、見開き4頁、各頁は5段組で、ちょうど今の官報を想像していただくとよい。復刻版が縮小されていたからか、字は非常に細かく、しかも馴染みのない変体仮名を多用しているため、読み進めるにはかなりの苦勞を強いられることとなったが、残念ながら明治15年に発行された時事新報の中にはとうとう平山の特許出願に関する記事を見つけ出すことが出来なかった。

ただ、乗りかかった船ということもあり、続けて明治16年の時事新報を読み進めていくと、ようやく閉館時間まぎわのギリギリのタイミングで、次のような記事を見つけ出すことができた。変体仮名はひら仮名に改めるなどして、ここに全文を掲載させていただく。

.....  
時事新報 明治16年7月2日(月) 第2頁第4段

○平山烟火 三河の国は古来烟火流行の地にて其技術の我が国中に冠たるは世人のよく知る所なりしがとも維新以降は殆ど廃止同様になりしものを旧豊橋藩士平山甚太氏の發意を以て此術を再興せんとを企て明治十年始めて之を横濱の公園地に試み大に内外人の喝采を得てより外國人の顧る所と爲り追々注文もある中に明治十三年の頃より米國の火術家某氏と約束して該國へ輸出を始めたれとも其發揚の際外人の手に任しては隔靴の嘆を免かれず依て翌明治十四年平山氏の製造所より職工五名を米國に遣いし「ニウヨルク」「ボーストン」「フェレデルフヒヤ」等の都會にて日本製の烟火を日本人の手にて發揚したりしに彼國人の稱讚一方ならむ殊に晝間の打揚げの如きは諸外國絶無の技術にして唯衆人の耳目を驚かすばかりの有様なりき

彼五名の職工は前後一年ばかりも滞在して明治十五年帰朝の節には彼國烟火の術をも學び得て爾來は西東の法術を折衷取捨し爲に平山氏の烟火は一層に巧を増して殆ど内外に匹敵するものを見む又去年在横濱米國領事の手を経て同國政府に専賣の免許を出願し不日許可なる可しと云ふ蓋し日本の技術を以て外國の「パテント」を取るは稀有の事と云ふ可し本年も既に夏期に及び内外人の注文少なからず其技の大なるは高さ三町余の雲外に破裂するものより小なるは新工夫の庭花火とて尋常居家の庭前



【図3】明治時代の横浜グランドホテル(絵はがき) 平山甚太は毎年のアメリカ独立記念日にこのグランドホテルの前の会場で煙火を打ち上げたとされる 横浜市中央図書館所蔵

僅に三五間の高さにて開くものに至るまで其精巧絶妙人を驚かすもの多しと云ふ（注：太字、下線は筆者による）

なるほど、である。ここに「去年」と書かれているから、明治15年のうちに申願されたと解釈されたわけである。米国における包袋実物の調査によっても、また米国特許公報の記載事項によっても、平山の米国特許の申願日は明治16年3月15日とわかっている。おそらくは翻訳作業も含め特許出願に向けた動きは明治15年のうちから進められていたであろう。米国特許庁に出願書類が提出されたのは明治16年3月15日としても、横浜にいる平山側から見れば既に明治15年のうちに申願のための手続きが手を離れていたということかと解される。

ちなみに、「とつきよ No.363」にも掲載したが、平山特許の米国における審査経過は次のようなものである。

明治16年3月15日 特許出願  
 4月17日 拒絶理由通知  
 4月24日 手続補正(クレーム2削除)  
 4月27日 補正指令  
 6月25日 手続補正(宣誓書再提出)  
 6月29日 特許査定通知  
 7月19日 登録料納付  
 8月 7日 特許登録

時事新報の記事は7月2日付けであるから、ちょうど特許査定通知が出された直後のこととなる。特許査定の件が電信でも米国領事館に伝えられたのであろうか。「不日(ほどなく)許可なるべしという」とは、実にタイムリーな記事であることに驚かされる。

もうひとつこの記事を見て驚いたのは、既に明治16年の時点でハイカラな「パテント」という言葉が使われていたことである。前述したとおり、我が国における特許制度の創設はそれから2年を経た明治18年のことであるが、既に日本の社会は専売特許とかパテントというものに敏感に反応していたということがうかがい知れる。新しい「特許」という制度はまずは社会が欲していた。それを天性の勘で正しく察知した初代長官・高橋是清が奔走し、制度を構築した、という図式であろうか。

ちなみに、明治16年の時事新報を調べているとき、次のような記事も発見した。

時事新報 明治16年4月14日(土) 第2頁第1段

○専賣特許條例 農商務省に於て審議中なりし同條例

は此程已に議決せられたる由なれば不日其筋へ差し出さるべしと（筆者注：已に=すでに）

これは何かと調べてみたところ、百年史に、専売特許条例の草案が明治16年3月の農商務省の省議に付された、とある。この記事はおそらくこのことを報じたものであろう。ただ、百年史に依れば、その後も高橋是清をキーマンとして省内で議論が続けられたようで、条例草案が農商務省を出て太政大臣に上申されるのは翌明治17年2月まで待たねばならない。それはそれとして、やはりこのようなことがニュースとして報じられていたことに感慨を覚えるのである。

話を先の平山煙火の記事に戻すと、明治14年に平山は職工5人を米国東海岸の諸都市に1年間に亘って派遣し、現代風に言うならば、外国における技術研修も兼ねて自社製品のデモンストレーションに努めている。この記事にはもはや英国のことは一言も出てこない。特許を取れない(と思った)英国はさっさと自社の経営戦略のスコープからはずし、脈のある米国に技術者5人を1年間も派遣してその後の商機を拡大し、さらに特許権も取得してそのビジネスを背面から固める、明治の初期の我が国において海外を相手にこんなに活動的なことが行われていたことに驚かされる。横浜という文明開化の中心地にいたからこそなされたことなのか、あるいは平山甚太が商才に長けた機を見るに敏なる人物だったのか。

## その他の調査

明治期の横浜は異文化の窓口であったから、街の至る所に絵になる風景が数多く存在した。また港町として多くの内外国人を集めたこともあり、土産物としてたくさんの絵はがきが作成されてきた。たまたまそのような明治時代の横浜に係わる絵はがきを集大成した出版物を手にする機会があったが、その中に、平山が米国に特許出願したときに住んでいた横浜太田町の絵はがきや、平山が毎年米国独立記念日にその前で花火を打ち上げたこととされるグランドホテルの絵はがきなどがあることがわかった。いずれも色つきである。おそらくは白黒写真を基に彩色したものであろうが、残されているものはなかなか美しい色合いを醸し出している。そこで、この記事がフルカラーで印刷されることであり、記事を読まれた方に少しでも当時の横浜の雰囲気を実感してい

ただこうと考えて、絵はがきを探しに出かけた。行き先は神田神保町の古本屋街。古い絵はがきなどを扱っているお店を前々から知っていたので、半日潜り込んで探してみたのであるが、残念ながら求めるような絵はがきは見あたらなかった。特に「横浜」となると人気も高く、ほとんど在庫がないとのことであった。

その後、平山のカタログの画像を記事に掲載する許可を取るついでにそのような絵はがきがないか横浜市中心図書館に問い合わせしてみたところ、親切にもそのような絵はがきの画像データの入手方法について教えていただいた。ここに掲載したもの(図2、図3)は、横浜市中心図書館所蔵の絵はがきである。

また、4年前に「とっきょ」に記事を書いた際、当時米国駐在だった北岡浩氏(現特許審査第四部上席審査官)が米国メリーランド州カレッジパークにあるNational Archives and Records Administrationまでわざわざ出向いて、平山特許の包袋実物を探し出し、そのコピーを撮って送ってくれたことを書いた。明治16年当時の包袋である。これでもできれば「とっきょ」の記事の中に掲載したかったのであるが、紙面の都合で掲載できなくて残

念な思いをした。今回ここに北岡氏の許可をいただいて、その包袋おもて面を掲載する(図4)。米国にはこのような古い貴重な資料がまだ完全な形で残されていることを、とても羨ましく思うのは私だけであろうか。

## 報告の終わりに

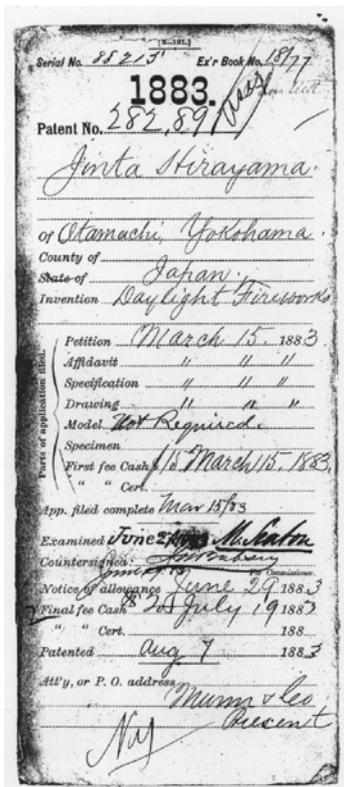
以上、この夏休みの報告である。これで終わりかという、実はそうでもない。調べていけばいくほど、もっといろいろと知りたいことが出てくる。例えば、

- 平山の米国特許出願の手続きについては当時横浜にあった米国領事館がサポートしているが、実際にどのようにサポートが行われたのか？ 米国領事館側から見た資料は残されていないのか？
- 平山の米国特許の出願書類には、Witnessとして、米国副領事Geo. E. Riceのほかにもう一人、「Jida Sohichi」なる人物がサインをしている。平山特許の公報にも記載があるが、これはいったいどういう人物なのか？

このような疑問点については、今回若干の調査を試みてみたものの、有効なる成果は何も得られなかった。また調べてみる機会もあることと思う。

ともあれ4年越しの思いをここに記して、「とっきょ」で手を付けた平山甚太の話をもとまず完結することとしたい。

1) 伊東洋編「横浜 花火 年表」～わが国西洋花火の開祖・平山甚太生誕100年を追憶～」2006年11月3日発行 非売品



【図4】平山特許の包袋の表面(平成16年2月北岡浩氏コピー作成) 実寸：約25cm×10.5cm National Archives and Records Administration(米国メリーランド州カレッジパーク)所蔵

### Profile

**櫻井 孝(さくらい たかし)**

昭和53年4月	特許庁入庁(審査第五部電気)
昭和57年4月	審査官(審査第五部制御発電)
昭和58年4月	機械情報産業局産業機械課
昭和60年4月	審査官(審査第五部映像機器)
昭和63年10月	審査官(審査第三部動力機械)
平成2年4月	在インド日本国大使館一等書記官
平成5年4月	審査官(審査第三部動力機械)
平成6年7月	調整課 調査班長
平成8年5月	調整課 審査企画官
平成9年7月	(財)知的財産研究所 研究部長
平成11年4月	電子計算機業務課 機械化企画室長
平成13年1月	審査監理官(四部インターフェイス)
平成13年12月	国際課長
平成16年7月	上席審査長(四部映像機器)
平成16年10月	首席審査長(四部電子商取引)
平成18年7月	調整課長
平成19年7月	現職